

**農産物安全情報お届け便（第14号）**

※掲載内容は12月6日現在のものです

**あんぽ柿及び干し柿などの柿を原料とする乾燥果実の出荷前の自主検査について**

現在、県内において、あんぽ柿、干し柿などの柿を原料とする乾燥果実について、加工の自粛が要請されている市や町があります。

会津若松市においては、加工の自粛は要請されておりませんが、乾燥果実を出荷する場合には下記事項について実施されるようお願いいたします。

- 出荷前に放射性物質の自主検査等を実施し、暫定規制値以下であることを確認してください
- 自主検査の結果、暫定規制値を超過した場合は、出荷を自粛するとともに、会津保健福祉事務所に報告してください
- 原料柿を出荷する場合は、出荷される方は購入者に対して以下の点を十分周知してください  
「当該原料柿を原料としてあんぽ柿及び干し柿等の乾燥果実に加工し出荷する場合には、出荷前に放射性物質の自主検査等を実施し、暫定規制値以下であることを確認すること。」

※なお、その他の農産物加工食品を販売される際にも、事前に検査を受けるようお願いいたします

【柿についてのお問合せ窓口】 会津農林事務所農業振興課 電話 0242-29-5302

【加工食品検査のお問合せ窓口】

会津保健福祉事務所食品衛生チーム 電話 0242-29-5516

福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター 電話 0242-39-2974

**福島県農林地等除染基本方針の概要について**

このたび、県では農用地等の除染を効果的に進めるため標記方針（農用地編）を策定しましたのでお伝えいたします。

**1. 基本方針の位置づけ**

県内において実施される農用地等の除染に関して、県の基本的な考え方をまとめたもので、市町村の除染実施計画策定と除染の実施にあたっての目安とするものです。

**2. 除染目標**

- 県内で生産される全農畜産物及び牧草のモニタリング等において、放射性セシウムが検出されないことを目指します
- 農用地等の除染により、近隣住民及び農業従事者の被ばくの軽減を図り、追加被ばく線量が年間1mSv(空間線量率0.23μSv/h)以下となることを目指します

**3. 除染の方法****(1) 水田・畑（一部抜粋 ※会津若松市の場合）**

・米を作付けした市町村又は地域

玄米のモニタリング検査で放射性セシウムが未検出のところ…吸着資材を施用して深耕又は反転耕

**(2) 樹園地**

・樹体対策 粗皮削り及び高圧洗浄機による樹皮の洗浄、側枝の間引きや混み合った園地の縮・間伐など  
※粗皮が形成されにくい樹種（モモ、スモモ、オウトウ、ウメ及びリンゴやナシ等の若木）は高圧洗浄機による樹皮の洗浄が有効です

※粗皮が形成され、取り除くことができる樹種（ブドウ、ナシ、リンゴ、カキ）は主幹部と主枝の上部及び側部を中心に、ブドウは粗皮剥ぎや粗皮削り、ナシ、リンゴ、カキは粗皮削りが有効です

・土壌対策 除草を行った後、表土の削り取り

**(3) 牧草地**

牧草のモニタリング検査の結果、

- ・放射性物質が300Bq/kgを超えた地域は牧草の剥ぎ取り、吸着資材を施用して反転耕又は深耕を行い草地を更新
- ・放射性物質が300Bq/kg以下の地域は、吸着資材を施用して反転耕又は深耕を行い草地を更新

※放射性物質除染試験の成果情報（樹園地、牧草地）については、[福島県農業振興課ホームページ](#)に掲載しておりますので、参考にしてください

【お問合せ窓口】 福島県農業振興課 電話 024-521-7336

会津農林事務所経営支援課 電話 0242-29-5307

**【発行元】会津若松市農業振興協議会（事務局：市農政課内）**

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 電話 0242-39-1253 / fax 0242-39-1440

# 農産物安全情報お届け便（第14号）

※掲載内容は12月6日現在のものです

## 会津若松市産農産物のモニタリング結果について（前号掲載内容以降）

11月15日から12月5日までに本市内で採取し、福島県による緊急時モニタリング検査を実施した結果、野菜（サニーレタス（施設）、ニラ（施設）、ネギ、キャベツ、シュンギク、アスパラガス（施設）、ロマネスコ）、果実（イチゴ（施設））、牛肉、鶏肉については、いずれも放射性物質は検出されませんでした。

ギンナンについては、2箇所において採取したところ、1箇所においてセシウム-137が8.3Bq/kg検出されましたが、食品衛生法における野菜類（根菜、芋類を除く。）の暫定規制値を大きく下回る結果となり安全性が確認されました。

これから旬を迎える野菜、果実等についても、随時モニタリング検査により安全性の確認を行っていく予定です。最新情報は、テレビ、新聞、県や市のホームページでご確認いただくか、下記窓口にお問合せください。

【お問合せ窓口】農林水産業に関する相談窓口（福島県農林企画課）

電話 024-521-7319 受付時間 8:30~21:00



## 食品等の放射能簡易分析装置による検査開始のお知らせ

県では、消費者庁から放射能簡易分析装置の貸与を受け、消費者のみなさんの食品等の安全・安心を確保するため、下記のとおり放射能簡易分析装置による検査を開始しました。

### 検査対象品目

自家消費農作物（家庭菜園など）、菜食用の山菜・キノコ、井戸水など

※ただし、出荷制限や摂取制限を受けている食品等や流通している食品等は検査の対象となりません

**検査料無料**

### 検査時間

平日の午前9時から午後5時まで ※午後4時30分受入れ終了となります

### 申込方法

- 電話による予約制です
- 検査は1回につき1食品です
- 受付電話番号：024-521-8397（受付専用電話）
- 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

### 検査手続き

- 自宅等で検査する野菜などを採取、洗浄、みじん切りにし、ビニール袋に入れて、直接検査場所に持ち込んでください
- 持ち込んでいただく量は、少し多めにお持ちください
- 野菜等は600cc（3カップ）、井戸水は1,000ccです

### 検査場所

県消費生活センター（自治会館1階・福島市中町8番2号）

※お車でお越しの方は、県庁外来駐車場をご利用ください

【お問合せ窓口】福島県消費生活課（消費生活センター） 電話024-521-8397

### 農家の皆さんへ

## 第6回「今こそ『農業の6次化』研修会」を開催します

現在、新たな農業のスタイルとして注目されている「農業の6次化」についての研修会を開催します。今回は、農産物の加工に関する法令関係や実践者の体験談などを学ぶことができます。

日時：12月14日（水） 14:00~16:00

場所：生涯総合学習センター（會津稻古堂）3階研修室

テーマ：農産物で加工食品を作ってみよう

～勝手に作っちゃダメ！？法令のクリアと売れる加工品づくり～

講師：会津保健福祉事務所担当職員

佐原智恵氏（パティスリー白亜館代表）

お申込方法：下記まで電話またはファックスにてお申込みください

【お申込み・問合せ先】

会津若松市農政課 電話0242-39-1253 / FAX0242-39-1440

今年度の最終回です

